

海 外 出 張 報 告 書

出張目的： IASB 会議（2014 年 6 月）傍聴
日 時： 2014 年 6 月 17 日（火）～6 月 19 日（木）
場 所： ロンドン IASB 本部
出 張 者： 企業会計基準委員会 研究員 石原 慎理

IASB 会議（2014 年 6 月）傍聴報告

日時：2014 年 6 月 17 日（火）～6 月 19 日（木）

（6 月 18 日（水）のリースのセッションのみ FASB との合同会議。それ以外のセッションは IASB 単独の会議。）

スケジュール：付録を参照

場所：ロンドン IASB 本部

IASB は、2014 年 6 月 17 日から 19 日に英国ロンドンの IASB の事務所で公開の会議を開催した。議論されたトピックは以下のとおりであった。

- 保険契約（アジェンダペーパー2）
- リース（アジェンダペーパー3）
- IFRS の年次改善 2012-2014 年サイクル（アジェンダペーパー13）
- IFRS IC の論点（アジェンダペーパー12）
- 投資者とその関連会社又は共同支配企業の間での資産の売却又は拠出（アジェンダペーパー12B）
- 株式に基づく報酬取引の分類及び測定の明確化（IFRS 第 2 号「株式に基づく報酬」の修正案）（アジェンダペーパー12C）
- 未実現損失に係る繰延税金資産の認識（IAS 第 12 号「法人所得税」の修正案）（アジェンダペーパー12D）
- 共通支配下の企業結合に関する調査研究プロジェクト（アジェンダペーパー14）
- 概念フレームワーク（アジェンダペーパー10）
- 割引率に関する調査研究——現行の要求事項のレビュー（アジェンダペーパー15）

【6 月 17 日（火）】

■ 保険契約（IASB 意志決定セッション）（アジェンダペーパー2）

2014 年 6 月 17 日に、IASB は 2013 年公開草案「保険契約」に対して提起された論点のうち、対象とされた 5 つの質問には関連していないがそれでも IASB が再検討に合意した論点について継続した。これらの論点は、以下に関するものであった。

- 観察可能な市場データがほとんどないか又は全くない場合の長期契約に係る割引率（アジェンダペーパー2A）
- 再保険から生じる利得の非対称的な取扱い（アジェンダペーパー2B）
- 集約のレベル（アジェンダペーパー2C）

観察可能な市場データがほとんどないか又は全くない場合の長期契約に係る割引率（アジ

エンダペーパー2A)

IASB は、以下の事項を暫定的に決定した。

- a. 保険契約におけるキャッシュ・フローを貨幣の時間価値について調整するために使用する割引率は、当該保険契約と特性が一致するキャッシュ・フローを有する金融商品の観察可能な現在の市場価格と整合的であるべきであるという原則を確認する。
- b. それらの割引率を算定する際に、企業は以下のようにするために判断を使用すべきであるという追加的な適用指針を提供する。
 - i. 観察された取引と測定対象とする保険契約との間の相違に対応するために、観察可能なインプットに対して適切な調整が行われることを確保する。
 - ii. 観察可能でないインプットの開発は、その状況において入手可能な最善の情報を用いて設定しなければならないが、市場参加者が当該インプットをどのように評価するかを反映するという目的に依然として合致する方法で行う。したがって、観察可能でないインプットは、利用可能で関連性のある市場データと矛盾すべきではない。

IASB メンバー全員がこの決定に賛成した。

企業が保有する再保険から生じる利得の非対称的な取扱い（アジェンダペーパー2B）

IASB は、事後測定時において、基礎となる元受保険契約の履行キャッシュ・フローの見積りの変更が直ちに純損益へ認識された結果、企業が保有する再保険契約の履行キャッシュ・フローの見積りの変更が生じた場合は、当該見積りの変更を純損益へ認識すべきであると暫定決定した。

IASB メンバー全員がこの決定に賛成した。

集約のレベル（アジェンダペーパー2C）

IASB は、以下の事項を暫定的に決定した。

- a. 保険契約基準案の目的は、個々の保険契約の測定に関する原則を提供することであるが、基準を適用する際には企業が保険契約を集約する可能性がある（ただし、当該目的を満たすことが条件となる）ことを明確化する。
- b. 保険契約のポートフォリオの定義を次のように修正する。

「同様のリスクに対するカバーを提供し、単一のプールとして一括して管理されている保険契約」
- c. 当初認識時に契約上のサービス・マージン又は損失を算定する際に、企業は不利な契約と利益が生じている契約とを合算すべきでないことを説明するガイダンスを追加する。当初認識時に契約は不利なものなのかどうかを判断するために、企業は事実及び状況を検討すべきである。

14 名の IASB メンバーがこれらの決定に賛成し、1 名の IASB メンバーが反対した。1 名の IASB メンバーは欠席した。

また、IASB は、企業が事後測定において CSM に関する判断を行う際に、保険契約基準が個々の契約の測定に関する原則を提供するという目的を満たす範囲でどのように契約を集約しうるかに関する例示を提供することを暫定的に決定した。

15 名の IASB メンバーがこの決定に賛成した。1 名の IASB メンバーは欠席した。

2014 年 3 月に、IASB は、企業は割引率の変動の影響を純損益又はその他の包括利益のどちらに表示するかを会計方針として選択すべきであり、その会計方針をポートフォリオの中のすべての契約に適用すべきであると暫定的に決定した。この従前の決定に照らして、IASB は、IAS 第 8 号「会計方針、会計上の見積りの変更及び誤謬」に従って、企業は、契約が含まれているポートフォリオ、企業が保有している資産及び当該資産の会計処理方法を考慮した上で、類似の契約について会計方針を首尾一貫して選択し適用すべき旨を明確化することを暫定的に決定した。

10 名の IASB メンバーがこの決定に賛成し、5 名の IASB メンバーが反対した。1 名の IASB メンバーは欠席した。

■ 保険契約（IASB 教育セッション）

有配当性のある契約：基礎となる項目の識別（アジェンダペーパー2D）

IASB は 2014 年 6 月 17 日に会合し、保険契約に関する議論を継続した。特に、IASB は、有配当性のある契約に関する議論を継続し、保険契約の一般モデルに対して行う可能性のある代替的な修正について、当該修正が基礎となる項目の識別に依拠する場合に、その適用をどのように限定することができるかを検討した。今回の会議で、スタッフは今後の作業の方向性を示すよう IASB に求めた。

IASB は、次のように作業を継続するようスタッフに暫定的に指示した。

- a. 基礎となる項目に対する保険者の取り分の変動について企業が契約上のサービス・マージンを調整すべきかどうかの検討を、スタッフは IASB に求める計画である（これは、保険者の取り分が黙示的な管理手数料を表すという根拠によるものである）ことを前提に。IASB は、次の場合にのみ黙示的な資産管理手数料が存在すると考えるべきであるという前提で、当該質問を検討するようスタッフに暫定的に指示した。
 - i. 保険契約者に渡されるリターンが、企業が保有している基礎となる項目から生じる（企業が当該項目の保有を要求されているのかどうかや、企業に保険契約者への支払に対する裁量権があるのかどうかに関係なく）。
 - ii. 企業が留保しなければならない最低金額（固定又は決定可能のいずれか）がある。
 - iii. 保険契約者が、基礎となる項目に係るリターン全体に対して相当の取り分を受け取る。
- b. 純損益に表示する金利費用を算定するために企業が簿価利回り（book yield）アプローチを適用すべきかどうかを、スタッフは IASB に質問する計画であることを前提に。

IASB は、簿価利回りアプローチの検討は次の契約についてだけ行うようスタッフに暫定的に指示した。

- i. 保険契約者に渡されるリターンが、企業が保有している基礎となる項目から生じている（企業が当該項目の保有を要求されているのかどうかに関係なく）。
- ii. 保険契約者が、基礎となる項目に係るリターン全体に対して相当の取り分を受け取る。

また、IASB は、簿価利回りアプローチの仕組みをさらに検討するようスタッフに指示した。当該アプローチの複雑性を理解するのに役立てるためである。

IASB は、今後の会議で、有配当性のある契約会計処理を全体として意思決定を行う予定であることを留意した。当該決定には、基礎となる項目に対する保険者の取り分について契約上のサービス・マージンを企業が調整すべきかどうかの質問及び純損益に表示する金利費用を算定するためのアプローチに関する質問が含まれることになる。

次のステップ

IASB は、保険契約プロジェクトに関する再審議を 2014 年 7 月の会議で継続する。

【6 月 18 日（水）】

■ リース（IASB 及び FASB の合同セッション）（アジェンダペーパー3）

FASB と IASB（両審議会）は、2013 年 5 月の公開草案「リース」における提案の再審議を継続した。具体的には、以下のトピックを議論した。

- a. 転リース（アジェンダペーパー3A／FASB Memo 286）
- b. 借手の貸借対照表の表示（アジェンダペーパー3B／FASB Memo 287）
- c. キャッシュ・フローの表示（アジェンダペーパー3C／FASB Memo 288）

転リース（アジェンダペーパー3A／FASB Memo 286）

両審議会は、中間の貸手（すなわち、同一の原資産の貸手と借手の両方である企業）は、原リースと転リースを 2 つの別個の契約として会計処理すべきである（原リースを借手の会計処理の提案に従って会計処理し、転リースを貸手の会計処理の提案に従って会計処理する）と暫定的に決定した。ただし、それらの契約が 2014 年 4 月の合同のボード会議で両審議会が採用した契約の結合のガイダンスに該当する場合は除く。IASB メンバー全員と FASB メンバー全員が賛成した。

FASB は、転リースを分類する際に、中間の貸手は、原リースから生じる使用权（ROU）資産を参照するのではなく、原資産（例えば、リースの対象となっている有形固定資産項

目）を参照して転リースの分類を決定すべきであると暫定的に決定した。5 名の FASB メンバーが賛成した。

IASB は、転リースを分類する際に、中間の貸手は、原リースから生じる使用権資産を参照して転リースの分類を決定すべきであると暫定的に決定した。IASB メンバー全員が賛成した。

両審議会は、中間の貸手は、IFRS と US GAAP のそれぞれの相殺に関する金融商品の要求事項に該当しない原リースと転リースから生じるリース資産とリース負債を相殺すべきでないと暫定的に決定した。IASB メンバー全員と FASB メンバー全員が賛成した。

両審議会は、中間の貸手は、原リースと転リースに関するリース収益とリース費用を相殺すべきではないと暫定的に決定した。ただし、転リース収益を収益として認識し、自らが代理人として活動している場合は除く（最近公表した、顧客との契約から生じる収益に関する基準における「本人と代理人」のガイダンスに従って評価）。IASB メンバー全員と FASB メンバー全員が賛成した。

借手による貸借対照表の表示（アジェンダペーパー3B／FASB Memo 287）

FASB は、借手はタイプ A の使用権資産（実質的に原資産の購入）とタイプ B の使用権資産を、貸借対照表に独立の表示項目として表示するか又は注記で開示すべきであると暫定的に決定した。借手がタイプ A の使用権資産又はタイプ B の使用権資産を貸借対照表に独立の表示項目として表示しない場合には、借手は貸借対照表の中のどの表示項目がタイプ A の使用権資産とタイプ B の使用権資産を含んでいるのかを注記で開示すべきである。借手は、タイプ B の使用権資産と同じ表示項目の中でタイプ A の使用権資産を表示することは禁止される。FASB メンバー全員がタイプ A のリースについて賛成し、5 名の FASB メンバーがタイプ B のリースについて賛成した。

IASB は、借手は使用権資産を、貸借対照表に独立の表示項目として表示するか又は注記で開示すべきであると暫定的に決定した。借手が使用権資産を貸借対照表に独立の表示項目として表示しない場合には、借手は、対応する原資産を所有していたとした場合に表示される表示科目と同じ表示項目の中で使用権資産を表示し、貸借対照表の中のどの表示項目が使用権資産を含んでいるのかを注記で開示すべきである。IASB メンバー全員が賛成した。

FASB は、借手はタイプ A のリース負債とタイプ B のリース負債を、貸借対照表で独立の表示項目として表示するか又は注記で開示すべきであると暫定的に決定した。借手がタイプ A のリース負債又はタイプ B のリース負債を貸借対照表に独立の表示項目として表示しない場合には、借手は貸借対照表の中のどの表示項目がタイプ A のリース負債とタイプ

B のリース負債を含んでいるのかを注記で開示すべきである。借手は、タイプ B のリース負債と同じ表示項目の中でタイプ A のリース負債を表示することは禁止される。6 名の FASB メンバーがタイプ A のリースについて賛成し、FASB メンバー全員がタイプ B のリースについて賛成した。

IASB は、借手はリース負債を、貸借対照表に独立の表示項目として表示するか又は注記で開示すべきであると暫定的に決定した。借手がリース負債を貸借対照表に独立の表示項目として表示しない場合には、借手は、貸借対照表の中のどの表示項目がリース負債を含んでいるのかを注記で開示すべきである。14 名の IASB メンバーが賛成した。

キャッシュ・フローの表示（アジェンダペーパー3C／FASB Memo 288）

両審議会は、貸手がリースによる現金収入を営業活動に分類することを要求する 2013 年公開草案におけるガイダンスを維持することを暫定的に決定した。IASB メンバー全員と FASB メンバー全員が賛成した。

FASB は、借手が次のように分類することを要求する 2013 年公開草案におけるガイダンスを維持することを暫定的に決定した。

- a. タイプ A のリースから生じたリース負債の元本部分に係る現金支払を財務活動に分類
- b. タイプ A のリースから生じたリース負債の利息部分に係る現金支払を営業活動に分類
- c. タイプ B のリースから生じた現金支払を営業活動に分類

FASB メンバー全員が賛成した。

IASB は、借手が次のように分類することを要求するタイプ A のリースについての 2013 年公開草案におけるガイダンスを維持することを暫定的に決定した。

- a. リース負債の元本部分に係る現金支払を財務活動に分類
- b. リース負債の利息部分に係る現金支払を、IAS 第 7 号「キャッシュ・フロー計算書」における利息支払額に関する要求事項に従って分類

11 名の IASB メンバーが賛成した。

また、IASB は、借手にリースのキャッシュ・アウトフローに関する単一の数字を財務諸表の他の部分で開示することを要求することを暫定的に決定した。IASB メンバー全員が賛成した。

次のステップ

両審議会は、2013 年 5 月の公開草案に関する合同の再審議を将来のボード会議で継続する。2014 年 4 月 22 日に IASB は、リースに関する提案についての教育セッションを開催した。IASB は以下の事項を議論した。

- a. リースの条件変更及び契約の結合

- b. 変動リース料
- c. 実質的な固定支払
- d. 割引率

何も決定事項はなかった。

■ IFRS の年次改善 2012－2014 年サイクル（アジェンダペーパー13）

IASB は、IASB の公開草案「IFRS の年次改善 2012－2014 年サイクル」（2013 年 12 月公表）に関するフィードバックの要約を議論した。IASB がコメント提出者から受け取ったコメント及び IFRS 解釈指針委員会の提案に基づき、IASB は、以下の改善案のすべてを最終確定することを暫定的に決定した。

- a. アジェンダペーパー13A：IFRS 第 5 号「売却目的で保有する非流動資産及び非継続事業」——処分方法の変更

IASB メンバー全員がこの修正に賛成した。

- b. アジェンダペーパー13B：IFRS 第 7 号「金融商品：開示」——サービシング契約

15 名の IASB メンバーがこの修正に賛成した。

- c. アジェンダペーパー13C：IFRS 第 7 号「金融商品：開示」——IFRS 第 7 号の修正の要約期中財務諸表への適用可能性

IASB メンバー全員がこの修正に賛成した。

- d. アジェンダペーパー13D：IAS 第 19 号「従業員給付」——割引率：地域的市場の論点

IASB メンバー全員がこの修正に賛成した。

- e. アジェンダペーパー13E：IAS 第 34 号「期中財務報告」——「期中財務報告書の他の部分」における情報の開示

IASB メンバー全員がこの修正に賛成した。

また、IASB は、修正の発効日は 2016 年 1 月 1 日とすべきであると暫定的に決定した。

次のステップ

IASB はデュー・プロセスの要求事項に準拠しているかどうかを今後の会議で検討する。IASB は「IFRS の年次改善 2012－2014 年サイクル」を 2014 年の第 3 四半期に最終確定する予定である。

■ IFRS IC 論点（アジェンダペーパー12）

IASB は、2014 年 5 月の IFRS 解釈指針委員会会議からのアップデートを受け取った。この会議の詳細は IFRIC Update で公表されている。

■ 投資者とその関連会社又は共同支配企業の間での資産の売却又は拋出（アジェンダペーパー12B）

デュー・プロセスの検討

6 月 18 日に、IASB メンバーは、IFRS 第 10 号「連結財務諸表」及び IAS 第 28 号「関連会社及び共同支配企業に対する投資」（2011 年）の狭い範囲の修正「投資者とその関連会社又は共同支配企業の間での資産の売却又は拋出」の公表に反対する意向があるかどうか質問された。

4 名の IASB メンバーが、IFRS 第 10 号及び IAS 第 28 号の修正の公表に反対する意向を示した。

次のステップ

スタッフは、「投資者とその関連会社又は共同支配企業の間での資産の売却又は拋出」（IFRS 第 10 号及び IAS 第 28 号の修正）の公表のための書面投票プロセスを開始する。IASB は、最終の修正を 2014 年の第 3 四半期に公表する予定である。

■ 株式に基づく報酬取引の分類及び測定の明確化（IFRS 第 2 号の修正案）（アジェンダペーパー12C）

デュー・プロセスの検討

6 月 18 日に、IASB は、これまでに実施したデュー・プロセスのステップをレビューし、スタッフが IFRS 第 2 号「株式に基づく報酬」の狭い範囲の修正「株式に基づく報酬取引の分類及び測定の明確化」（IFRS 第 2 号の修正案）の書面投票プロセスを開始すべきかどうかを決定するために会合した。

IFRS 第 2 号の修正案は、IFRS 第 2 号の次のような 3 つの修正をまとめて公開する。

- 業績条件を含んだ現金決済型の株式に基づく報酬取引の測定
- 現金決済型から持分決済型への株式に基づく報酬の条件変更
- 源泉税を控除して決済される株式に基づく報酬

IASB メンバー全員が、IASB がこれまでに本プロジェクトに関して必要なデュー・プロセスのステップのすべてを完了していると納得している旨を確認した。したがって、修正の書面投票プロセスを開始するようスタッフに指示した。IFRS 第 2 号の修正案の公表に反

対する意向を示した IASB メンバーはいなかった。

さらに、IASB は、公開草案について少なくとも 120 日のコメント期間を設けるべきであると暫定的に決定した。IASB メンバー全員がこの決定に賛成した。

次のステップ

スタッフは、修正案の書面投票プロセスを開始する。IASB は、IFRS 第 2 号の修正案の公開草案を 2014 年の第 3 四半期に公表する予定である。

■ 未実現損失に係る繰延税金資産の認識（IAS 第 12 号の修正案）（アジェンダペーパー 12D）

2014 年 6 月 18 日に、IASB は公正価値で測定される負債性金融商品の未実現損失に係る繰延税金資産の会計処理を明確化する IAS 第 12 号「法人所得税」の修正案に関する議論を継続した。

強制的なガイダンスの修正、経過措置及び他の文案作成上の論点

IASB は、IAS 第 12 号の修正は以下のようにすべきであると暫定的に決定した。

- 毎年利息を支払い、元本の返済が満期（保有者は当該資産の税務基準額を減額）に行われる固定金利の負債性金融商品に係る未実現損失がある場合に、IAS 第 12 号の第 20 項及び第 26 項(d)のガイダンスがどのように適用されるのかを、設例（適用指針）において明確化する。
- 企業は、将来減算一時差異の活用を他の将来減算一時差異との組合せで評価することを明確化する項を追加する。ただし、税法で将来減算一時差異の活用が制限されていて、特定の種類の課税所得に対してしか損金算入されない場合には、企業は、こうした将来減算一時差異の活用を、やはり他の将来減算一時差異（しかし、適切な種類の将来減算一時差異だけ）との組合せで評価する。
- 資産をその帳簿価額を超える金額で回収する可能性が高い場合には、企業は、当該資産をその帳簿価額を超える金額で回収すると仮定しなければならないことを明確化する。IASB は、この修正では、企業が資産をその帳簿価額を超える金額で回収する可能性が高くない場合が多くあることを反映すべきであることに留意した。特に、これは公正価値で測定される多くの資産又は減損している資産に当てはまる。さらに、IASB は、IAS 第 12 号の結論の根拠でさらに、必ずしも企業が資産をその帳簿価額を超えて回収する可能性が高いとは限らないことを説明すべきであると暫定的に決定した。
- 企業は、可能性の高い将来の課税所得（将来減算一時差異の活用についての評価の比較対象）に関する企業の見積りには当該将来減算一時差異が表す税務上の損金算入額を含めないことを明確化する。
- 次のような負債性金融商品に対する IAS 第 12 号の適用を例示する。
 - 売却可能金融資産に分類されているもの（IAS 第 39 号「金融商品：認識及び測定」）

- その他の包括利益を通じた公正価値で測定される金融資産に分類されているもの（IFRS 第 9 号「金融商品」（金融資産についての分類及び測定の限定的修正により修正の予定））

さらに、IASB は、次の事項を暫定的に決定した。

- IFRS をすでに適用している企業について、修正案の遡及適用を限定して、過去に純損益、その他の包括利益又は直接に資本に認識した累計額を修正再表示するために、期首現在の財政状態計算書における利益剰余金と資本の他の内訳項目との間での振替の移転を要求しないようにする。全面遡及適用を認めるべきである。
- IFRS の初度適用企業について、IAS 第 12 号の修正案について IFRS の遡及適用の例外も免除も提案しない。

IASB メンバー全員がこれらの決定に賛成した。

デュー・プロセスの検討

IASB は、公開草案「未実現損失に係る繰延税金の認識」（IAS 第 12 号の修正案）を開発する上でこれまでに実施したデュー・プロセスのステップをレビューした。

IASB メンバー全員が、IASB がこれまでに本プロジェクトに関して必要なデュー・プロセスのステップのすべてを完了していると納得している旨を確認した。したがって、修正案の書面投票プロセスを開始するようスタッフに指示した。IAS 第 12 号の修正案の公表に反対する意向を示した IASB メンバーはいなかった。

さらに、IASB は、公開草案について少なくとも 120 日のコメント期間を設けるべきであると暫定的に決定した。IASB メンバー全員がこの決定に賛成した。

次のステップ

スタッフは、修正案の書面投票プロセスを開始する。IASB は、IFRS 第 9 号に組み込まれる減損並びに分類及び測定の要求事項の限定的修正について最終の要求事項を公表してから IAS 第 12 号の修正案の公開草案を公表する予定である。

■ 共通支配下の企業結合に関する調査研究プロジェクト（アジェンダペーパー14）

IASB は、共通支配下の企業結合に関する調査研究プロジェクトの範囲を議論し、同プロジェクトでは次の事項を検討すべきであると暫定的に決定した。

- a. 共通支配下の企業結合のうち IFRS 第 3 号「企業結合」の範囲から現在除外されているもの
- b. グループ再編

c. 共通支配下の企業結合の記述を明確化する必要性（共通支配の意味を含む）

IASB は、第三者が関与している取引（例えば、新規株式公開に備えて行われた取引）の検討を優先することを暫定的に決定した。これは証券規制機関にとって特に関心ある領域である。

IASB メンバー全員が賛成した。

次のステップ

IASB は、調査研究プロジェクトの範囲に含まれる取引の会計処理を 2014 年の第 3 四半期に議論する。プロジェクトが進展するにつれて、IASB は本プロジェクトの範囲に関してさらに詳細な質問を検討する。

【6 月 19 日（木）】

■ **概念フレームワーク（アジェンダペーパー10）**

6 月 19 日に IASB は「概念フレームワーク」に関する再審議を継続した。IASB は以下の事項を議論した。

- 純損益及びその他の包括利益
- 経済的資源及び経済的便益
- 未履行契約
- 会計単位
- 表示及び開示のコミュニケーションの側面
- 重要性
- 負債と持分との区別

純損益及びその他の包括利益（OCI）（アジェンダペーパー10B）

IASB は、「概念フレームワーク」は以下のようにすべきであると暫定的に決定した。

- a. 合計又は小計で純損益を要求する。IASB メンバー全員がこの決定に賛成した。
- b. 純損益を、当該期間の企業の業績に関する主要な情報源として記述するが、そうした情報の唯一の源泉ではないことを強調する。例えば、OCI に含まれる項目も企業の業績に関する情報を提供する。14 名の IASB メンバーがこの決定に賛成した。
- c. 純損益の二重の目的を、当該期間中に経済的資源に関して企業が行ったリターンの描写と将来キャッシュ・フローの見通しの評価に役立つ情報の提供として記述する。14 名の IASB メンバーがこの決定に賛成した。
- d. 収益及び費用のすべての項目を純損益に含めるべきであるという反証可能な推定を含

める。ただし、IASB が、特定の基準において収益及び費用の項目（又はこうした項目の構成部分）を OCI に含めることが、当該期間の企業の業績に関する主要な情報源としての純損益の目的適合性を高めると結論を下す場合は例外とする。11 名の IASB メンバーがこの決定に賛成した。

- e. 上記 d で述べた反証可能な推定に反証できる場合の一例は、IASB が、ある測定基礎が財政状態計算における資産又は負債の測定について適切であり、別の測定基礎が純損益について適切であると結論を下す場合である旨を記載する。このような場合、その結果生じる差額は OCI に報告されることになる。13 名の IASB メンバーがこの決定に賛成した。
- f. OCI に含まれる収益及び費用のすべての項目を純損益にリサイクルすべきであるという反証可能な推定を含める。10 名の IASB メンバーがこの決定に賛成した。

IASB はスタッフに、提案されているアプローチの次のような特定の側面を明確化するように指示した。

- a. なぜ純損益が当該期間の企業の業績に関する主要な情報源なのか。
- b. 収益及び費用のうち、OCI ではなく純損益に含めることしかできないいくつかの項目を識別する原則を見出すことが、そうした項目の詳細なリストを示さずに可能かどうか。

経済的資源及び経済的便益（アジェンダペーパー10C）

IASB は、「概念フレームワーク」に次のものを含めるべきであると暫定的に決定した。

- a. 経済的資源に関するガイダンス（ディスカッション・ペーパーの 3.5 項を基礎とするが、過度の詳細さは避ける）
- b. 経済的便益に関するガイダンス（ディスカッション・ペーパーの 3.6 項及び IFRS 第 15 号「顧客との契約から生じる収益」の第 35 項のガイダンスとおおむね整合的）

IASB メンバー全員がこれらの決定に賛成した。

また、IASB は、減価償却及び償却の目的は、資産を構成する経済的資源の消費を描写することであると暫定的に決定した。13 名の IASB メンバーがこの決定に賛成した。

資産及び負債の定義——未履行契約（アジェンダペーパー10D）

IASB は、「概念フレームワーク」は未履行契約における資産と負債の性質を説明する概念を含めるべきであると暫定的に決定した。次のことを記載すべきである。

- a. 強制可能な未履行契約は、経済的資源を交換する（又は契約が純額で決済される場合に 2 つの経済的資源の間の価値の差額を支払うか又は受け取る）権利及び義務を含んでいる。結合された権利及び義務は単一の資産又は負債を構成することになる。
- b. 企業がある将来の日に資源を購入する先渡契約を締結する場合には、企業の資産は通常、基礎となる資源を購入する権利であり、基礎となる資源自体ではない。しかし、状況によっては、資源を購入する先渡契約の条件が購入者に当該資源の支配を与える場合がある。こうした状況において、購入者は、資産（自らがすでに支配している基礎となる資源）と負債（資源に対して支払う義務）の両方を識別すべきである。これ

らの状況において、契約は未履行ではなく、売手はその義務を実質的に履行している。

13 名の IASB メンバーがこれらの決定に賛成した。

IASB は、「概念フレームワーク」は未履行契約の資産及び負債の測定を扱うべきではないと暫定的に決定した。その代わりに、IASB は、適用される基準の中で特定の種類の未履行契約についての要求事項を定める際には、「概念フレームワーク」での一般的な測定の概念を適用すべきである。IASB メンバー全員がこの決定に賛成した。

IASB は、多くの現行の基準は、未履行契約の資産又は負債について、当事者の一方がその後義務を履行する時に生じる資産又は負債について定めているのと同じ測定基礎を、黙示的に適用していることに留意した。結果として、契約が不利である場合を除き、多くの未履行契約の資産及び負債はゼロで測定される（したがって、認識されない）。

会計単位（アジェンダペーパー10E）

IASB は、以下の事項を暫定的に決定した。

- a. 会計単位の決定は基準レベルの決定である。
- b. 「概念フレームワーク」は考えられる会計単位を記述すべきである。
- c. 「概念フレームワーク」は会計単位を決定する際に検討すべき要因のリストを含むべきであるが、各要因の優先順位を設けるべきではない。

IASB メンバー全員がこれらの決定に賛成した。

表示及び開示——コミュニケーションの側面（アジェンダペーパー10F）

IASB は、次の事項を暫定的に決定した。

- a. 各基準が開示及び表示の要求事項について明確な目的を有するべきであるというディスカッション・ペーパーにおける提案を再確認する。
- b. IASB は有用な財務情報の効果的なコミュニケーションを促進する開示及び表示の要求事項を開発すべきであるというディスカッション・ペーパーにおける提案を再確認する。
- c. 主として IASB に対してディスカッション・ペーパーの中で提案したコミュニケーション原則を「概念フレームワーク」の中に含めるとともに、それらが有用な財務情報の質的特性とどのように関係するのかを議論する。具体的には、IASB は、開示要求は次のことを図るべきであると暫定的に決定した。
 - i. 企業固有である有用な情報の開示を促進する。
 - ii. 明確でバランスのとれた理解可能な開示をもたらす。
 - iii. 財務諸表の別の部分で同じ情報の重複を回避する。
 - iv. 開示される情報の有用性を低下させることなく比較可能性を最大限にする。

d. 電子書式での財務諸表に関する議論を「概念フレームワーク」には含めない。

IASB メンバー全員が賛成した。

表示及び開示——重要性（アジェンダペーパー10G）

IASB は、現行の「概念フレームワーク」の QC11 項における重要性の概念を修正しないことを暫定的に決定した。ただし、同項での「利用者」という用語は「概念フレームワーク」の第 1 章で述べている主要な利用者を指す旨を明確化する。15 名の IASB メンバーがこの決定に賛成した。

負債と持分との区別——教育セッション（アジェンダペーパー10H）

IASB は、負債と持分の区別に関する教育セッションを開催した。何も決定事項はなかった。

次のステップ

7 月の会議で IASB は、以下の事項を議論する予定である。

- 測定
- 負債と持分の区別
- 負債の定義に関する追加的なガイダンス
- 支配
- 認識の中止
- キャッシュ・フロー計算書及び持分変動計算書について構成要素を定義すべきか
- 事業モデル
- 表示及び開示
- 移行

■ **割引率に関する調査研究——現行の要求事項のレビュー（アジェンダペーパー15）**

IASB は、割引率に関する現行の要求事項をレビューする調査研究プロジェクトについてのスタッフの計画を検討した。

何も決定事項はなかった。

次のステップ

スタッフは、計画案に沿って調査研究の作業を行う。

以上

付録 スケジュール

6 月 17 日（火）：すべて IASB 単独の審議

時間	アジェンダ項目
10：30-13：25	保険契約
13：25-14：00	昼食
14：00-14：50	保険契約（一部教育セッション）

6 月 18 日（水）：リースのみ FASB との合同会議、リース以外は IASB 単独の審議

時間	アジェンダ項目
12：30-14：45	リース
14：45-14：55	休憩
14：55-15：25	「IFRS の年次改善 2012-2014 年サイクル」
15：25-16：05	IFRS IC 論点
16：05-16：20	共通支配下の企業結合に関する調査研究プロジェクト

6 月 19 日（木）：すべて IASB 単独の審議

時間	アジェンダ項目
9：00-12：05	概念フレームワーク
12：00-12：50	昼食
12：50-14：35	概念フレームワーク（一部教育セッション）
14：35-14：45	休憩
14：45-15：20	概念フレームワーク
15：20-15：35	割引率に関する調査研究——現行の要求事項のレビュー